

再送：2023 年度総会資料（総会日程変更）

(注) 2023 年 6 月 4 日（日）オンライン総会への参加が不調に終わったため日程を変更して 2023 年度総会を再度実施します。

2023 年度

特定非営利活動法人 岡山県国際団体協議会
Conference of Okayama International NGO Network (COINN)

オンライン 通常総会（葉書書面採決）

実施日：2023 年 6 月 25 日（日）20:00～21:30（総会）

実施方法：Zoom オンラインによる（6 月 23 日（金）までに URL 送付）

実施場所：各社員 at ホーム（各自宅等）



公益財団法人 橋本財団助成事業（2021 年度～2023 年度）



Conference of Okayama International NGO Network (COINN)

特定非営利活動法人 岡山県国際団体協議会

住所：岡山市北区奉還町 2-2-1 岡山国際交流センター 6 階

TEL：086-256-2535 FAX：086-256-2576

URL：<http://www.coinn.org/> E-MAIL：office@coinn.org

総会資料目次

(オンライン会議&葉書書面表決)

■オンライン総会会議&葉書書面表決（通常総会）次第

日時：2023 年 6 月 25 日（日）20:00～21:30

方法：zoom オンライン会議（事前に 6 月 23 日（金）までに URL 送付）

第一号議案	2022 年度活動実績	p 3
第二号議案	2022 年度活動計算書（総括表）	p 10
	2022 年度活動計算書（一般会計、特別会計）	p 11
	2022 年度貸借対照表	p 17
	2022 年度財産目録	p 18
	2022 年度計算書類の注記	p 19
監査報告書		p 20
第三号議案	2023 年度事業計画書	p 21
第四号議案	2023 年度収支予算書	p 28
第五号議案—1	役員について	p 35
同 —2	定款変更について	p 36
2022 年度末現在 COINN 会員		p 37
現在の定款		p 38
2023 年度オンライン会議&書面表決	総会資料目次	p 47

■各種葉書書面表決参考資料

当団体ホームページ (<http://coinn.org/ja/>) でもご覧いただけます。

(1) 2022 年度事業実績資料

(2) 2023 年度事業計画資料

(3) 別冊資料

別冊—1：「世界から選ばれる都市”岡山”を目指して」

別冊—2：COINN ユネスコ NGO 認定申請（文部科学省）⇒2023 年度に文部科学省
と調整手直し、ユネスコ・バンコック事務所を通じて提出予定

別冊—3：COINN ユネスコ NGO 認定申請結果

■その他

(1) 2022 年度末 COINN 会員名簿

(2) 定款

(3) 総会資料目次（最後のページ）

2023 年度

NPO 法人岡山県国際団体協議会通常総会（葉書書面表決）次第

1. 日 時

- (1) 2023 年 6 月 2 5 日（日）20:00～21:30 Zoom オンライン会議
総会前日までに各社員に Zoom オンライン会議 URL をメール送付する。
- (2) 総会欠席者は 2023 年 6 月 2 0 日（水）迄に同封の葉書「2023 年度総会参加又は委任表示」を投函する。

2. 場 所

各自社員所在場所

3. 目 的

- 特別講演（予定どおり実施終了）⇒お聞きになりたい方はご連絡ください。映像&録音データを渡します。

日時：2023 年 6 月 4 日（日）13:00～14:30

方法：zoom オンライン（事前に 6 月 2 日（金）までに URL 送付）

講師：ジャーナリスト 出井康博氏（岡山出身）

テーマ：外国人技能実習制度“廃止”によって 何が変わるのか

-- 政府の意図と取り残された問題 --

■2022 年度の報告及び 2023 年度の計画の説明

* 総会議決事項 & 書面表決事項

- 第一号議案 2022 年度事業実績
- 第二号議案 2022 年度収支決算書
- 第三号議案 2023 年度事業計画書
- 第四号議案 2023 年度収支予算書
- 第五号議案 定款変更 & 役員等について

4. 各種書面表決参考資料

⇒下記資料は、当協議会のホームページ（<http://coinn.org/ja/>）からでもご覧できます。

■各種葉書書面表決参考資料

- (1) 2022 年度実績資料
- (2) 2023 年度事業計画資料
- (3) 別冊資料

■その他

- (1) 2022 年度末 COINN 会員名簿
- (2) 定款

第一号議案

2022年度事業実績

(特) 岡山県国際団体協議会 (COINN)

“COINN30 周年記念イベント (2022 年度)” へ向けて

(COINN 設立趣旨抜粋)

- (1) 一地方といえども私たちは世界的な視野で世界的問題に対して立ち向かわなければ、将来の世代は存在しない。
- (2) 地域で開発したフィールドワークの経験（国際救援、技術支援、自立支援、人材の育成等）を、広く社会に周知し共有する。
- (3) 私達は相互に連携して強力な組織を構築し、お互いの団体の足腰を強化して協働する。
- (4) 当協議会は岡山県における国際活動NGOの連携ネットワークのハブ（仲介者）となる。
- (5) 互いの個性や違いを尊重しながら、繋がり、助け合う地球市民社会をさらに成熟させる。
- (6) 各NGO団体の組織基盤の強化を図る。
- (7) 世界の人々と「顔の見える関係」を構築し協力し合う真の地球市民社会を構築する。

(定款抜粋)

1. 当会の目的（定款第3条）

本法人は、国際NGO及びNPO間の連携を深め、関係機関及び県民との協力のもとに、国際理解・国際交流・国際体験・国際協力・国際支援・国際貢献活動等（以下「国際活動」という。）の推進を図り、もって国際社会に貢献することを目的とする。

2. 活動の種類（定款第4条）

国際協力の活動及び当会の目的の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行う。

3. 事業計画内容（定款第5条）

【事業実施の総括】

全体的にほとんどの事業が「コロナ感染状況継続」による影響を受け、オンライン会議となった。しかし、相互に直接、面会することが徐々に増加はしているが、業務は、未だオンライン・テレワークの状態が継続した。特に、海外への訪問、招聘はなかなか困難で今後の国際協力に課題を残さないようにネットワーク強化に努めた。

しかし、このような状況でも、2021年度から開始している公益財団法人 橋本財団から2022年度も「世界から選ばれる都市“岡山”を目指して」の事業費300万円の助成金が獲得でき、関係国の担当者や国内・県内とのオンライン会議により事業を遂行することができた。さらに同事業の継続として2023年度向けとして、再度、橋本財団から同事業が選ばれ270万円の助成金が年度内（2023年3月中）に確定し、2023年度も含めて合計3か年（2021年度+2022年度+2023年度）で合計870万円の助成金を獲得できた。今後のアジア・太平洋の国々の文部省関係者との優秀人材の受入れの「プラットフォームづくり」の基礎になる大きな弾みとなった。

第1項：会員間の連携・協働を促進する事業

1. 主要事業

(1) 2022年度「世界から選ばれる都市“岡山”を目指して」事業の実施

実施期間：2022年4月1日～2023年3月31日

事業計画：別紙—1：「世界から選ばれる都市“岡山”を目指して」

別紙—2—1：2021年度COINN研究実施計画書（橋本財団）⇒採択

別紙—2—2：2021年度調査スケジュール（橋本財団）

別紙—2—3：2021年度助成金研究完了報告書

別紙—2—4：2021年度実績Webマガジン掲載用原稿

別紙—3—1：2022年度COINN研究実施計画書（橋本財団）⇒採択

別紙—3—2：2022年度調査スケジュール（橋本財団）

別紙—3—3：2022年度助成金研究完了報告書

別紙—3—4：2022年度実績Webマガジン掲載用原稿

(2) ユネスコ国際機関誘致のための作業業務計画書（継続）

別紙—4：ユネスコ国際機関(カテゴリーⅡ)岡山エリア誘致説明資料⇒継続(2022年度報告済み)

関係機関との調整状況

文部科学省 国際統括官 岡村直子氏紹介で下記の方々に説明を行い、今後の対応をお聞きした。

面会日時 2022年10月4日（火）11:00～12:00

文部科学省対応者：国際統括官付国際戦略企画官 白井 俊

国際統括官付国際統括官補佐 堀尾 多香

国際統括官付ユネスコ第一係長 瀬戸 理恵

岡山関係者

日本ユネスコ国内委員会委員

COINN 会員 鈴木昌徳（岡山県ユネスコ連絡協議会会長）

専務理事 兼 事務局長 橋本徹決（岡山県ユネスコ連絡協議会事務局）

別紙—5：文部科学省国際統括官 協力依頼（岡村直子）

別紙—6：文科科学省打ち合わせ結果

(3) COINNのユネスコNGO認証による確認式（オンラインWeb会議）（継続）

①結果

フランス・ユネスコ・パリ本部が2019年12月申請するもコロナ禍で審査が停止しており、2022年度に依頼文を出したところ、年数が3年以上経過しており再提出の指示が出ている。

②今後の方針

国会議員（2名：加藤勝則氏、石井正弘氏）への説明を2022年10月に行い、新たに文部科学省⇒ユネスコ・バンコック事務所⇒ユネスコ・パリ本部を通じて提出することになった。

③実施方法：

別紙—7：COINN基本構想（国際活動団体再結集）について（案）

a) 将来のCOINNの事業計画内容の発表（事業内容、事業実施場所、事業組織、資金）

b) 国内関係者への連絡調整（テレワークによる国内協議）

c) 国外連携機関（30か所以上）への連絡調整（オンラインWeb会議による海外協議）

2. 定例事業

①地元商店街行事の再検討会議への参加（継続）

地元町内会と調整し、国際活動の発展を期するため、ユネスコNGO認定後に下記の事業展開を図る。⇒コロナ禍で困難。但し、何らかの夏祭りの小イベント（物売り、金魚釣り等）を実施

- a) 毎年7月最後の土曜日に行っていた奉還町ニューウエストウインド（夏祭り）を発展させた**在留外国人文化交流活動発表会**を行う。⇒**継続協議**
・各国民族舞踊 ・料理 ・生活習慣展示

b) 上記検討会の実施

地元商店街は、昔から岡山国際交流センターを中心に国際的な街にしたいという希望があった。COINN がユネスコのNGO認証を取得することは、その第一歩となる。

検討会参加者：岡山県国際団体協議会、石井学区連合町内会、奉還町商店街振興（予定） 組合、協同組合西奉還町商店会、石井地区社会福祉協議会、石井学区内各団体

会計：(財)岡山県国際交流協会（想定）

②岡山市・ESD推進協議会委員会への参加

岡山県（国際課）、岡山市 SDGs・ESD 推進課が行う事業への参加

2022 年度会議に委員として事務局長が参加

日時：令和4年5月12日（木）13：30～15：00

場所：岡山市勤労者福祉センター4階大会議室

③国際会議・国際協力：

- a) 〔第10回アジア青年未来プロジェクトー青年の地域定住促進（CLC 地域おこし）〕ネパール代表 CLC 地区モデル・スタッフ育成ーオンライン Web 会議による地域開発の意見交換と実施ー**文部科学省委託事業を申請**

（内容）テレビ会議システム（ズーム ZOOM ウェブカメラ オンライン・ミーティング）

2022 年度 COINN 応募企画書（文部省）⇒不採択⇒継続申請予定⇒2023 年度再申請

（内容）令和4（2022）年度 ユネス コ未来共創プラットフォーム事業「海外展開を行う草の根のユネスコ活動（再委託）」企画書（内容は2023 年度分参照のこと）

別紙ー8：令和4(2022)年度「海外展開を行う草の根のユネスコ活動（再委託）」に係る 公募の審査結果について（通知）

- b) COINN が招聘した南アジア・東南アジア文部科学省政府職員とのオンライン Web 会議（第一回）⇒文部科学省申請で不採択。2023 年度に再申請

参加国：10 か国（ネパール、ベトナム、インドネシア、フィリピン、タイ、バングラデシュ、ラオス、カンボジア、マレーシア、日本）の政府関係職員等との共催

テーマ：地域開発と青年ー日本の協力体制はどうあるべきかー

日 程：2022 年 12 月中旬

- c) 新・異文化理解事業フォロー事業⇒**継続（2023 年度に「多文化共生まちづくり」で実施予定**

内容：ライングループ、メーリングリストの構築（継続）

ワーキンググループの構築（継続）

別紙ー9：新・異文化理解事業フォローアップ事業（オンライン Web 会議）

d) 外国人との相互理解促進事業

内容：各国異文化社会の相互共通認識と相互協力パートナーの構築

⇒バングラデシュ、ネパール、インドネシア、フィリピン、ベトナム等の岡山住民組織と協議し、各国住民組織が COINN の会員となり、代表が理事となる予定。（2023 年度総会で決定）

別紙—10：岡山在留外国人と岡山県民との相互理解・交流促進事業⇒
継続（2023 年度に「多文化共生まちづくり」で実施予定

第2項：各種国際活動の推進を図る事業

①SDGs・ESD活動団体交流会

岡山市が開催するESD市民フォーラム・交流会事業等の事業に参加

②「SDGs フォーラム in 岡山」等（会場 岡山大学、その他）に参加

岡山市・RCE 岡山、ユネスコ・アジア文化センター（日本）、アジア太平洋国際理解教育センター（韓国）、アジア太平洋 ESD 研究所（中国）等の共催事業に参加

③岡山市のユネスコ／日本ESD賞賞金による若者向け助成事業の広報の実施

若者が海外に向けて学習する機会を与える事業

・グローバルな視野を持って岡山地域の持続可能な社会づくりに向けた取組にチャレンジする若者を対象に、研修経費を助成する事業に参加広報

④岡山市のSDGs フォーラム（12 月開催 会場：岡山コンベンションセンター等）への参加促進広報

⑤SDGs ネットワーク事業提案（異文化理解事業継続）

2019 年度に行った異文化理解事業の参加者（20 か国以上）の方々に夫々の各国SDGs の活動を紹介する事業の提案広報⇒「世界から選ばれる都市“岡山”を目指して」の事業の中で行っていく。

別紙—11：「ミニSDGs 国際活動 in Okayama , 2024 への準備」⇒継続

参加国：ベトナム、ネパール、インドネシア、フィリピン、トルコ、ブラジル、アメリカ、フランス、ニュージーランド、韓国、イタリア、オーストラリア、中国、マレーシア、スウェーデン、スイス、オーストリア、イギリスカナダ、ジャマイカ、コロンビア、バングラデシュ、日本

形式：オンライン Web 会議形式⇒継続：各国在留外国人に個別にオンライン会議形式で意見を聞いてまとめている。

（2022 年度 2023 年度は、ミニタイプを行い 2024 年度に海外参加者を募集して本格的なオンライン世界SDGs 大会を行います。）

第3項：国際活動に関する内外の情報収集と提供事業

①ニュースレターの発行

在留外国人やアルバイト学生を3数団体に派遣します。特に、留学生や技能実習生の在留外国人の実情を掲載する方向で検討している。⇒各国際活動団体にオンラインで情報を流している。

②岡山発国際貢献推進協議会主催行事への参加

総会・活動事例発表会に参加

③JICA関西主催

開催イベントの内容を広報します。草の根協力事業に参加の為、JICA 中国と協議（2022 年 11 月 8 日岡田 務所長、市民参加協力課 課長 澁谷和朗、専門嘱託 齋藤あい）

第 4 項：会員間の情報交換、情報発信等の支援事業（部会長と調整予定）

①COINN 加入メリット増強策

COINN 会員団体向けの出張ボランティア⇒特に在留外国人を派遣します。

多文化共生で「世界から選ばれる都市“岡山”を目指して」の事業で在留外国人に COINN に加入して頂き各団体と連携していく。

②組織変更に関する課題協議（継続）

⇒2022 年度は、在留外国人のコミュニティー組織に COINN 会員に加盟して頂き、新たな組織を構築予定。

a) COINN の基本構想に沿った内容を検討します。

・新部会の立上（参加者で部会内容を検討する）

例）各国文化紹介部会、各国人材紹介部会、民間外国人ハローワーク設立部会、
C L C 地域開発協働協力部会

・関係国

ベトナム、ネパール、インドネシア、フィリピン、トルコ、ブラジル、アメリカ、フランス、ニュージーランド、韓国、イタリア、オーストラリア、中国、マレーシア、スウェーデン、スイス、オーストリア、イギリスカナダ、ジャマイカ、コロンビア、バングラデシュ、日本

第 5 項：会員と他分野の民間団体、並びに行政機関、国際機関、企業・経済団体、教育機関等との連携を促進する事業（継続）

①ユネスコ・パリ本部と NGO 認証式参加（オンライン Web 会議開催）⇒延期

②岡山大学等教育委機関との連携⇒延期（新岡山大学学長が就任したため）

COINN がユネスコ・パリ本部からユネスコ NGO 認証を取得後に岡山大学学長 榎野博史 氏に面会し協議する。事前に横井篤文副学長（特命（海外戦略）担当）に面会を行う。

③南アジア・東南アジアのユネスコ認証 NGO との連携事業⇒（延期）

a) 特定の団体を選択し、事業内容を調査し、協働可能なものを選択する。

b) 特定のユネスコ認証 NGO と オンライン Web 会議を開催する。

④岡山県等との協働事業提案⇒延期

a) 国際貢献月間に向けた 2022 年 10 月資料の会員への広報実施（広報実施）

b) 国際活動団体協働・ネットワーク・フォーラムー

目的：「時代の変革に相応した国際活動と組織づくり」

別紙—12：「国際活動団体・ネットワーク・フォーラム（案）」
（オンライン Web 会議）

⑤一般財団法人岡山県国際交流協会（OPIEF）主催事業への参加（継続）

a) 令和 4 年度国際貢献 NGO フェアへの出展への個別参加⇒参加

NPO 法人国際協力研究所・岡山（NPO ICOI）NPO 法人岡山県国際団体協議会（COINN）
認定 NPO 法人ハート・オブ・ゴールド 日中友好協会岡山支部 岡山発国際貢献推進協議会 岡山ユネスコ協会 岡山エスペラント会 日本ボーイスカウト岡山連盟
NPO 法人岡山日本語センター（OJC）

- b) 令和4年度国際理解学習プラン講師派遣事業への個別参加
関係者へ広報実施
- c) 令和4年度国際理解・協力活動等助成金事業への個別参加
関係者へ広報実施
- d) 令和4年度国際貢献・協力セミナーの共催の個別参加
関係者へ広報実施
- e) 令和4年度COINN活動支援助成事業申請（10万円リソグラフ）
「特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会活動支援助成事業申請」 **実施**
- f) 令和4年度岡山国際交流センター防火対策協議会参加会議に参加

⑥岡山NPOセンター関係事業

- a) 「SDGs ネットワークおかやま」会議に参加（会員）⇒オンライン
- b) NPO法人岡山NPOセンター通常総会参加⇒オンライン

⑦助成財団への申請

- a) 申請組織立上げ（申請作成の報償制度、COINN 内部コンサルタント制度）（継続）
- b) 検討先（継続）
日本政府（外務省、文部科学省）継続
内容：CLCを拠点とした地域住民（青年）主体の「“人・組織・地域”づくり」と「ライフ・システム支援プログラム」の構築（※CLC=Community Learning Center）
例一1：令和4（2022）年度 ユネス コ未来共創プラットフォーム事業「海外展開を行う草の根のユネスコ活動（再委託）」 企画書（再申請）（2023年度事業に掲載）
例一2：2019年度の異文化理解事業の結果を踏まえ、その内容を継続していくために岡山県・岡山市・橋本財団（岡山県内の財団）トヨタ財団等に申請する。⇒橋本財団に申請
別紙一13：「岡山在留外国人と共生社会」COINN 企画書⇒継続
- c) 外務省インターンシップへの申請（継続）
- d) 「世界の人びとのためのJICA基金」への申請（継続）
CLC（コミュニティー・学習・センター：日本の公民館に相当）の「人づくり」「組織づくり」「地域づくり」の一事業提案（上記bの申請内容例と同じ）

⑧ESD学会への加入と事業への参加（継続）

総会と事業に参加

第6項：研修・講演会等の開催事業

①ファンドレイジングの方法研修（認定ファンドレイザー研修）

講師：日本ファンドレイジング協会 代表理事 鵜尾 雅隆 氏

日時：2022年9月頃 （オンラインWeb授業）⇒継続

②民間ハローワーク（外国人向け）設置の方法について⇒継続検討

- a) 岡山労働局 〒700-8611 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2合同庁舎

③MSCの概略・目的・特徴・事例紹介の講義⇒継続検討

（注）MSC（モスト・シグニフィカント・チェンジ）は、欧米のNGOが使っている参加型・質的評価手法 （オンラインWeb授業）

- ・演習：「最も重大な変化を選ぶ」ステップの体験
- ・まとめと振り返り
- ・講師：一般社団法人参加型評価センター代表理事 田中 博 氏

- ④NPOセンター開催の研修会への参加 継続
- ⑤外務省・JICA共同説明会への参加 継続

- ⑥岡山大学副学長 横井篤文 氏 講演への参加 継続

第7項：その他、協議会の目的達成のために必要な事業

①会員向けサービスの提供

- a) 会議室の調整：交流プラザ（9：00～21：00）

別紙ー14：交流プラザ利用実績

県民、市民への利用促進、会員へ利用広報、

- b) 会員私書箱のメールボックスの利用調整（郵便物配付含む）
- c) 各団体の情報提供（COINNホームページ掲載）
- d) 事務局の運営（会員入会登録管理事務、理事会、部会、総会、法務局届出、受付文書受理業務）

②COINN活動収益事業の実施

- a) 八塔寺国際交流ヴィラ、八塔寺山荘の受付事務
- b) 再オープン国際交流ヴィラへの協力・調整

4. 管理運営業務

(1) 会議等の開催

- ①総会 年1回
- ②理事会開催（オンラインWeb会議の実施）
2カ月毎に1回⇒オンラインで4回実施
- ③COINN理事連絡会メール：随時
- ④COINN会員交流会

(2) ヴィラ委託事務（八塔寺国際交流ヴィラ、八塔寺山荘：宿泊者の世界からの受付業務）

- (3) 入会受付審査
- (4) 会員登録事務
- (5) 会員メール情報提供事務
- (6) イベント実施結果の情報授受とホームページ掲載
- (7) メールボックス設置とメールの配布（1階→6階）
- (8) 会員管理事務（会員名簿作成事務）
新入会：スペイン語文化研究会

(9) 会員間の情報伝達事務

(10) 関係機関通知文等処理

(懸案事項) 特に、岡山市からNPO法に基づく決算方式に修正してもらいたい希望が出ている。⇒2022年度実績（特に決算）はNPO法に基づいて行った。

(11) 岡山国際交流センター管理者への協力

- ①センター建物利用者連絡会議 2回出席
- ②消防訓練 1回出席

(12) アルバイトの採用（広報）

(13) その他（起案・決裁）

第二号議案

活動計算書			
令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月 31日 まで			
特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会			
			(単位：円)
科 目	一般会計	特別会計	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	113,240	0	113,240
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	2,600,000	2,600,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	3,100,000	3,100,000
4. 事業収益			
委託料	0	145,025	145,025
5. その他収益			
受取利息	5	15	20
経常収益計	113,245	5,845,040	5,958,285
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	640,000	640,000
臨時雇賃金	0	2,071,320	2,071,320
通勤費	0	4,080	4,080
人件費計	0	2,715,400	2,715,400
(2) その他経費			
印刷製本費	0	205,673	205,673
旅費交通費	0	600,131	600,131
通信運搬費	0	1,764	1,764
備品消耗品費	0	55,303	55,303
修繕費	0	48,880	48,880
賃借料	0	88,128	88,128
支払手数料	0	76,200	76,200
雑費	0	28,930	28,930
その他経費計	0	1,105,009	1,105,009
事業費計	0	3,820,409	3,820,409
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	721,137	0	721,137
法定福利費	7,171	0	7,171
通勤費	153,600	0	153,600
福利厚生費	37,010	0	37,010
人件費計	918,918	0	918,918
(2) その他経費			
印刷製本費	141,448	0	141,448
会議費	76,987	0	76,987
旅費交通費	14,420	0	14,420
通信運搬費	217,020	0	217,020
備品消耗品費	77,379	0	77,379
水道光熱費	42,000	0	42,000
賃借料	302,344	0	302,344
減価償却費	40,000	0	40,000
諸会費	21,000	0	21,000
租税公課	1,650	0	1,650
研修費	77,750	0	77,750
新聞図書費	38,600	0	38,600
雑費	4,620	0	4,620
その他経費計	1,055,218	0	1,055,218
管理費計	1,974,136	0	1,974,136
経常費用計	1,974,136	3,820,409	5,794,545
当期経常増減額	△ 1,860,891	2,024,631	163,740
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	2,024,631	△ 2,024,631	0
税引前当期正味財産増減額	163,740	0	163,740
当期正味財産増減額	163,740	0	163,740
前期繰越正味財産額	△ 620,000	0	△ 620,000
次期繰越正味財産額	△ 456,260	0	△ 456,260

事業名：一般会計

令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月 31日 まで			
特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会 (単位：円)			
科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	113,240	113,240	
2. その他収益			
受取利息	5	5	
経常収益計			113,245
II 経常費用			
1. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	721,137		
法定福利費	7,171		
通勤費	153,600		
福利厚生費	37,010		
人件費計	918,918		
(2) その他経費			
印刷製本費	141,448		
会議費	76,987		
旅費交通費	14,420		
通信運搬費	217,020		
備品消耗品費	77,379		
水道光熱費	42,000		
賃借料	302,344		
減価償却費	40,000		
諸会費	21,000		
租税公課	1,650		
研修費	77,750		
新聞図書費	38,600		
雑費	4,620		
その他経費計	1,055,218		
管理費計		1,974,136	
経常費用計			1,974,136
当期経常増減額			△ 1,860,891
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
経理区分振替額			2,024,631
税引前当期正味財産増減額			163,740
当期正味財産増減額			163,740
前期繰越正味財産額			△ 620,000
次期繰越正味財産額			△ 456,260

事業名：(合計)特別会計					
活動計算書					
令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月 31日 まで					
特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会 (単位：円)					
科 目	O P I E F 委託事業	ユネスコ 誘致事業	国際交流ヴィ ラ委託事業	橋本財団	合計
I 経常収益					
1. 受取寄附金					
受取寄附金	0	2,600,000	0	0	2,600,000
2. 受取助成金等					
受取民間助成金	100,000	0	0	3,000,000	3,100,000
3. 事業収益					
委託料	0	0	145,025	0	145,025
4. その他収益					
受取利息	0	0	0	15	15
経常収益計	100,000	2,600,000	145,025	3,000,015	5,845,040
II 経常費用					
1. 事業費					
(1) 人件費					
給料手当	0	0	0	640,000	640,000
臨時雇賃金	0	79,120	0	1,992,200	2,071,320
通勤費	0	4,080	0	0	4,080
人件費計	0	83,200	0	2,632,200	2,715,400
(2) その他経費					
印刷製本費	0	0	0	205,673	205,673
旅費交通費	0	0	0	600,131	600,131
通信運搬費	0	0	1,024	740	1,764
備品消耗品費	22,440	0	0	32,863	55,303
修繕費	0	0	0	48,880	48,880
賃借料	88,128	0	0	0	88,128
支払手数料	0	3,200	5,000	68,000	76,200
雑費	330	990	440	27,170	28,930
その他経費計	110,898	4,190	6,464	983,457	1,105,009
事業費計	110,898	87,390	6,464	3,615,657	3,820,409
経常費用計	110,898	87,390	6,464	3,615,657	3,820,409
当期経常増減額	△ 10,898	2,512,610	138,561	△ 615,642	2,024,631
III 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
IV 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
経理区分振替額	10,898	△ 2,512,610	△ 138,561	615,642	△ 2,024,631
税引前当期正味財産増減額	0	0	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0	0	0
前期繰越正味財産額	0	0	0	0	0
次期繰越正味財産額	0	0	0	0	0

事業名：OPIEF委託事業			
活動計算書			
令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月 31日 まで			
特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会 (単位：円)			
科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000	100,000	
経常収益計			100,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) その他経費			
備品消耗品費	22,440		
賃借料	88,128		
雑費	330		
その他経費計	110,898		
事業費計		110,898	
経常費用計			110,898
当期経常増減額			△ 10,898
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
経理区分振替額			10,898
税引前当期正味財産増減額			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

事業名：ユネスコ誘致事業			
活動計算書			
令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月 31日 まで			
特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会 (単位：円)			
科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取寄附金			
受取寄附金	2,600,000	2,600,000	
経常収益計			2,600,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
臨時雇賃金	79,120		
通勤費	4,080		
人件費計	83,200		
(2) その他経費			
支払手数料	3,200		
雑費	990		
その他経費計	4,190		
事業費計		87,390	
経常費用計			87,390
当期経常増減額			2,512,610
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
経理区分振替額			△ 2,512,610
税引前当期正味財産増減額			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

事業名：国際交流ヴィラ委託事業			
活動計算書			
令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月 31日 まで			
特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会 (単位：円)			
科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 事業収益			
委託料	145,025	145,025	
経常収益計			145,025
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) その他経費			
通信運搬費	1,024		
支払手数料	5,000		
雑費	440		
その他経費計	6,464		
事業費計		6,464	
経常費用計			6,464
当期経常増減額			138,561
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
経理区分振替額			△ 138,561
税引前当期正味財産増減額			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

事業名：橋本財団			
活動計算書			
令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月 31日 まで			
特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会 (単位：円)			
科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取助成金等			
受取民間助成金	3,000,000	3,000,000	
2. その他収益			
受取利息	15	15	
経常収益計			3,000,015
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	640,000		
臨時雇賃金	1,992,200		
人件費計	2,632,200		
(2) その他経費			
印刷製本費	205,673		
旅費交通費	600,131		
通信運搬費	740		
備品消耗品費	32,863		
修繕費	48,880		
支払手数料	68,000		
雑費	27,170		
その他経費計	983,457		
事業費計		3,615,657	
経常費用計			3,615,657
当期経常増減額			△ 615,642
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
経理区分振替額			615,642
税引前当期正味財産増減額			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

貸借対照表			
令和 5年 3月 31日 現在			
	特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会		
	(単位：円)		
科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
前払金	88,500		
仮払金	1,500		
流動資産合計		90,000	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品	80,000		
有形固定資産計	80,000		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		80,000	
資産合計			170,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	6,260		
流動負債合計		6,260	
2. 固定負債			
長期借入金	620,000		
固定負債合計		620,000	
負債合計			626,260
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		△ 620,000	
当期正味財産増減額		163,740	
正味財産合計			△ 456,260
負債及び正味財産合計			170,000

財 産 目 録			
令和 5年 3月 31日 現在			
	特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会		
	(単位：円)		
科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	0		
預金			
中国銀行/普通預金	0		
トマト銀行/普通預金	0		
前払金	88,500		
仮払金	1,500		
流動資産合計		90,000	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品	80,000		
有形固定資産計	80,000		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		80,000	
資産合計			170,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	6,260		
流動負債合計		6,260	
2. 固定負債			
長期借入金	620,000		
固定負債合計		620,000	
負債合計			626,260
正味財産			△ 456,260

計算書類の注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。

(2) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「3. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	OPIEF	ユネスコ	国際交流 ヴィラ	橋本財団	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費					0	113,240	113,240
2. 受取寄附金		2,600,000			2,600,000		2,600,000
3. 受取助成金等	100,000			3,000,000	3,100,000		3,100,000
4. 事業収益			145,025		145,025		145,025
5. その他収益				15	15	5	20
経常収益計	100,000	2,600,000	145,025	3,000,015	5,845,040	113,245	5,958,285
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当				640,000	640,000	721,137	1,361,137
臨時雇賃金		79,120		1,992,200	2,071,320		2,071,320
法定福利費					0	7,171	7,171
通勤費		4,080			4,080	153,600	157,680
福利厚生費					0	37,010	37,010
人件費計	0	83,200	0	2,632,200	2,715,400	918,918	3,634,318
(2) その他経費							
印刷製本費				205,673	205,673	141,448	347,121
会議費					0	76,987	76,987
旅費交通費				600,131	600,131	14,420	614,551
通信運搬費			1,024	740	1,764	217,020	218,784
備品消耗品費	22,440			32,863	55,303	77,379	132,682
水道光熱費					0	42,000	42,000
修繕費				48,880	48,880		48,880
賃借料	88,128				88,128	302,344	390,472
減価償却費					0	40,000	40,000
諸会費					0	21,000	21,000
租税公課					0	1,650	1,650
研修費					0	77,750	77,750
新聞図書費					0	38,600	38,600
支払手数料		3,200	5,000	68,000	76,200		76,200
雑費	330	990	440	27,170	28,930	4,620	33,550
その他経費計	110,898	4,190	6,464	983,457	1,105,009	1,055,218	2,160,227
経常費用計	110,898	87,390	6,464	3,615,657	3,820,409	1,974,136	5,794,545
当期経常増減額	-10,898	2,512,610	138,561	-615,642	2,024,631	-1,860,891	163,740

3. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
事務局長 橋本徹決 312日間	586,991	時給は岡山県の最低賃金(令和4年10月1日～)により算定しています。 892円/時間×7時間/日×6日/週×52週間/年 実支給額1,361,137円除く

4. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
橋本財団 福祉助成金	0	3,000,000	3,000,000	0	橋本財団事業の助成金
合計					

5. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	0	120,000	0	120,000	40,000	80,000
合計	0	120,000	0	120,000	40,000	80,000

6. 借入金の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	620,000	350,000	350,000	620,000
合計	620,000	350,000	350,000	620,000

監 査 報 告 書

2023年5月27日

特定非営利活動法人
岡山県国際団体協議会
理事長 青山 勲 殿

特定非営利活動法人
岡山県国際団体協議会

監事 桔梗博充 
監事 玄古貞祥 

2022年4月1日から2023年3月31日までの、2022年度における業務及び会計の監査を行いました。その結果を次のとおり報告します。

1. 監査方法の概要

- (1) 業務監査について、関係書類を閲覧し業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 会計監査について、帳簿並びに関係書類を閲覧し、決算書類の適正を検討した。

2. 監査意見

- (1) 業務執行について問題となる事項はなかった。
- (2) 決算書類は、諸帳簿の記載金額と一致し、収支状況及び財政状態を適正に表示していると認める。

第三号議案

2023年度事業計画書

(特) 岡山県国際団体協議会 (COINN)

ユネスコNGO認定取得と多文化共生社会に向けて 2023年度は頑張りましょう

(COINN 設立趣旨追加：下記下線部分)

- (1) 一地方といえども私たちは世界的な視野で世界的問題に対して立ち向かわなければ、将来の世代は存在しない。
- (2) 地域で開発したフィールドワークの経験（国際救援、技術支援、自立支援、人材の育成等）を、広く社会に周知し共有する。
- (3) 私達は相互に連携して強力な組織を構築し、お互いの団体の足腰を強化して協働する。
- (4) 当協議会は岡山県における国際活動NGOの連携ネットワークのハブ（仲介者）となる。
- (5) 互いの個性や違いを尊重しながら、繋がり、助け合う地球市民社会をさらに成熟させる。
- (6) 各NGO団体の組織基盤の強化を図る。
- (7) 世界の人々と「顔の見える関係」を構築し協力し合う真の地球市民社会を構築する。
- (8) 「多文化共生のまちづくり」の為に相互協力を行いより平和な世界が来るよう努力しよう。

(定款の変更後)

(1) 当会の目的（定款第3条）

3条（目的）

本法人は、国際NGO及びNPO間の連携を深め、関係機関及び県民と外国人との協力のもとに、国際理解・国際交流・国際体験・国際協力・国際支援・国際貢献活動・多文化共生活動等（以下「国際活動」という。）の推進を図り、もって国際社会に貢献することを目的とする。

(2) 活動の種類（定款第4条）

4条（特定非営利活動の種類）

本法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、「法」という。第2条別表第三号まちづくりの推進を図る活動、第十一号（国際協力の活動）及び第十九号（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）の活動を行う。

3. 事業計画内容（定款第5条）

第1項：会員間の連携・協働を促進する事業

1. 主要事業

- (1) **2023年度**「世界から選ばれる都市“岡山”を目指して」事業の実施

実施期間：2023年4月1日～2024年3月31日

事業計画：別紙一1：2023年度COINN研究実施計画書（橋本財団）⇒採択

スケジュール：別紙一2：2023年度調査スケジュール（橋本財団）⇒採択

- (2) ユネスコ国際機関誘致のための作業業務計画書（継続）

別紙ー3：ユネスコ国際機関（カテゴリーⅡ）岡山エリア誘致説明資料

（3）COINNのユネスコNGO認証による確認式（オンラインWeb会議）（検討継続）

①参加者

国会議員、県議会議員、市議会議員、行政関係者（文部科学省、外務省、岡山県、岡山市、倉敷市）、国際機関（国連大学、ユネスコ）、学識経験者（岡山大学、ノートルダム清心女子大学）、岡山商工会議所（会頭、専務理事）、NPO関係者（岡山NPOセンター）、YMCAせとうち、地元在留外国人代表等の方々への参加依頼

②日 時：2024年3月24日（日）

③場 所：岡山国際交流センター & オンライン会議

④内 容：COINN基本構想（10ヶ年計画）の発表と具体化

COINNが国際機関であるユネスコ・カテゴリーⅡの承認を得るための年度毎のフェーズ作成。

別紙-4：COINN基本構想（国際活動団体再結集）について（案）

⑤実施方法：

- a) 将来のCOINNの事業計画内容の発表（事業内容、事業実施場所、事業組織、資金）
- b) 国内関係者への連絡調整（テレワークによる国内協議）
- c) 国外連携機関（30か所以上）への連絡調整（オンラインWeb会議による海外協議）

2. 定例事業

①地元商店街行事の再検討会議への参加

地元町内会と調整し、国際活動の発展を期すため、ユネスコNGO認定後に下記の事業展開を図る。

- a) 毎年7月最後の土曜日に行っていた奉還町ニューウエストウインド（夏祭り）を発展させた在留外国人文化交流活動発表会を行う。
 - ・各国民族舞踊
 - ・料理
 - ・生活習慣展示

b) 上記検討会の実施

地元商店街は、昔から岡山国際交流センターを中心に国際的な街にしたいという希望があった。COINNがユネスコのNGO認証を取得することは、その第一歩となる。

検討会参加者：岡山県国際団体協議会、石井学区連合町内会、奉還町商店街振興（予定）組合、協同組合西奉還町商店会、石井地区社会福祉協議会、石井学区内各団体、岡山県国際団体協議会
会計：（財）岡山県国際交流協会（想定）

②岡山市・ESD推進協議会委員会への参加

岡山県（国際課）、岡山市SDGs・ESD推進課が行う事業への参加
2021年度会議に委員として事務局長が参加

日時：令和5年5月9日（火）13：30～15：00

場所：岡山市勤労者福祉センター4階大会議室

③国際会議・国際協力：

- a) 〔第10回アジア青年未来プロジェクトー青年の地域定住促進（CLC地域おこし）〕ネパール代表CLC地区モデル・スタッフ育成ーオンラインWeb会議による地域開発の意見交換と実施ー2023年度文部科学省委託事業を再申請

(内容) テレビ会議システム (ズーム ZOOM ウェブカメラ オンライン・ミーティング)

別紙-5 : 2023 年度 COINN 応募企画書(文部省)

(内容) 令和 5 (2023) 年度 ユネス コ未来共創プラットフォーム事業
「海外展開を行う草の根のユネスコ活動 (再委託)」 企画書

- b) COINN が招聘した南アジア・東南アジア文部科学省政府職員とのオンライン Web 会議 (第一回) 文部省の申請が通過すれば実施可能。

参加国: 10 か国 (ネパール、ベトナム、インドネシア、フィリピン、タイ、バングラデシュ、ラオス、勸募ジア、マレーシア、日本) の政府関係職員等との共催

テーマ: 地域開発と青年—日本の協力体制はどうあるべきか—

日 程: 2023 年 12 月中旬

- c) 新・異文化理解事業フォロー事業

内容: ライングループ、メーリングリストの構築
ワーキンググループの構築

別紙-6 : 新・異文化理解事業フォローアップ事業 (オンライン Web 会議)

- d) 外国人との相互理解促進事業

2023 年度は橋本財団助成が決まっており「世界から選ばれる都市“岡山”を目指して」の事業で実施可能

内容: 各国異文化社会の相互共通認識と相互協力パートナーの構築

別紙-7 : 岡山在留外国人と岡山県民との相互理解・交流促進事業

第 2 項: 各種国際活動の推進を図る事業

- ① SDGs・ESD 活動団体交流会

岡山市が開催する ESD 市民フォーラム・交流会事業等の事業に参加

- ② 岡山市の SDGs フォーラム

予定 2023 年 11 月 23 日 (木・祝) 岡山国際交流センター

- ③ 岡山市のユネスコ/日本 ESD 賞賞金による若者向け助成事業の広報の実施

若者が海外に向けて学習する機会を与える事業

・グローバルな視野を持って岡山地域の持続可能な社会づくりに向けた取組にチャレンジする若者を対象に、研修経費を助成する事業に参加広報

- ④ SDGs ネットワーク事業提案 (異文化理解事業継続)

2019 年度に行った異文化理解事業の参加者 (20 か国以上) の方々に夫々の各国 SDGs の活動を紹介する事業の提案広報

別紙-8 : 「ミニ SDGs 国際活動 in Okayama , 2024 への準備」

参加国: ベトナム、ネパール、インドネシア、フィリピン、トルコ、ブラジル、アメリカ、フランス、ニュージーランド、韓国、イタリア、オーストラリア、中国、マレーシア、スウェーデン、スイス、オーストリア、イギリスカナダ、ジャマイカ、コロンビア、バングラデシュ、日本

形 式: オンライン Web 会議形式

(2022 年度 2023 年度は、ミニタイプを行い 2024 年度に海外参加者を募集して本格的なオンライン S D G s 世界大会を行います。)

第 3 項：国際活動に関する内外の情報収集と提供事業

① ニュースレターの発行

在留外国人やアルバイト学生を 3 数団体に派遣します。特に、留学生や技能実習生の在留外国人の実情を掲載する方向で検討している。

② 岡山発国際貢献推進協議会主催行事への参加

総会・活動事例発表会に参加

③ J I C A 関西主催

開催イベントの内容を広報します。

第 4 項：会員間の情報交換、情報発信等の支援事業（部会長と調整予定）

① COINN 加入メリット増強策

COINN 会員団体向けの出張ボランティア⇒特に在留外国人を派遣します。

② 組織変更に関する課題協議（継続）

a) COINN の基本構想に沿った内容を検討します。

・新部会の立上（参加者で部会内容を検討する）

例) 各国文化紹介部会、各国人材紹介部会、民間外国人ハローワーク設立部会、
C L C 地域開発協働協力部会

・関係国

ベトナム、ネパール、インドネシア、フィリピン、トルコ、ブラジル、アメリカ、フランス、ニュージーランド、韓国、イタリア、オーストラリア、中国、マレーシア、スウェーデン、スイス、オーストリア、イギリスカナダ、ジャマイカ、コロンビア、バングラデシュ、日本

第 5 項：会員と他分野の民間団体、並びに行政機関、国際機関、企業・経済団体、教育機関等との連携を促進する事業（継続）

① ユネスコ・パリ本部と NGO 認証獲得のための交渉（オンライン Web 会議開催）

② 岡山大学等教育委機関との連携

COINN がユネスコ・パリ本部からユネスコ NGO 認証を取得可能となるようユネスコ・チェアを獲得している岡山大学学長に面会し協議する。事前に横井篤文副学長（特命（海外戦略）担当）に面会を行う。

③ 南アジア・東南アジアのユネスコ認証 NGO 団体との連携事業

a) 特定の団体を選択し、事業内容を調査し、協働可能なものを選択する。

b) 特定のユネスコ認証 NGO と オンライン Web 会議を開催する。

④ 岡山県等との協働事業提案

a) 国際貢献月間に向けた 2022 年 10 月資料の会員への広報実施（広報実施）

b) 別紙 9：多文化共生まちづくりイベントの実施

目 的：講演会とプラットフォームづくり

日 時：2024 年 1 月 28 日（日）

実施場所：岡山国際交流センター国際会議場

実 施 日：2024 年 1 月 28 日（日）13:00～17:00

対 象 者：岡山市民、在留外国人市民、行政関係者（公民館等）、企業、NPO 関係者等

参加予定：200 人

⑤一般財団法人岡山県国際交流協会（OPIEF）主催事業への参加（継続）

a) 令和 4 年度国際貢献 NGO フェアへの出展への個別参加

実施時期：2023 年 1 月～3 月

b) 令和 5 年度国際理解学習プラン講師派遣事業への個別参加

関係者へ広報実施

c) 令和 5 年度国際理解・協力活動等助成金事業への個別参加

関係者へ広報実施

d) 令和 5 年度国際貢献・協力セミナーの共催の個別参加

関係者へ広報実施

e) 令和 5 年度 COINN 活動支援助成事業申請（10 万円リソグラフ）

「特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会活動支援助成事業申請」

f) 令和 5 年度岡山国際交流センター防火対策協議会参加会議に参加

⑥岡山 NPO センター関係事業

a) 「SDGs ネットワークおかやま」会議に参加（会員）

b) NPO 法人岡山 NPO センター通常総会参加

⑦助成財団への申請

a) 申請組織立上げ（申請作成の報償制度、COINN 内部コンサルタント制度）（継続）

b) 検討先（継続）

申請内容例—1：日本政府（外務省、文部科学省）継続

CLC を拠点とした地域住民（青年）主体の「“人・組織・地域”づくり」と「ライフ・システム支援プログラム」の構築（※CLC=Community Learning Center）

別紙—5：令和 5（2023）年度 ユネス コ未来共創プラットフォーム事業
「海外展開を行う草の根のユネスコ活動（再委託）」 企画書
（再再申請）

申請内容例—2：2019 年度の異文化理解事業の結果を踏まえ、その内容を継続して
いくために岡山県・岡山市・橋本財団（岡山県内の財団）トヨタ
財団等に申請する。

別紙—10：「岡山在留外国人と共生社会」COINN 企画書

c) 外務省インターンシップへの申請（継続）

d) 「世界の人びとのための JICA 基金」への申請（継続）

CLC（コミュニティー・学習・センター：日本の公民館に相当）の「人づくり」
「組織づくり」「地域づくり」の一事業提案（上記 b の申請内容例と同じ）

⑧ESD 学会への加入と事業への参加（継続）

総会と事業に参加

⑨ユネスコ誘致基金（仮称）の検討

第6項：研修・講演会等の開催事業

①ファンドレイジングの方法研修（認定ファンドレイザー研修）

講師：日本ファンドレイジング協会 代表理事 鶴尾 雅隆 氏

日時（予定）：2022年9月頃 （オンラインWeb授業）

②民間ハローワーク（外国人向け）設置の方法の検討について

a) 岡山労働局 〒700-8611 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2合同庁舎

③MSCの概略・目的・特徴・事例紹介の講義

（注）MSC（モスト・シグニフィカント・チェンジ）は、欧米のNGOが使っている

参加型・質的評価手法 （オンラインWeb授業）

・演習：「最も重大な変化を選ぶ」ステップの体験

・まとめと振り返り

・講師：一般社団法人参加型評価センター代表理事 田中 博 氏

④NPOセンター開催の研修会への参加 継続

⑤外務省・JICA共同説明会への参加 継続

⑥岡山大学副学長 横井篤文 氏 講演への参加 継続

第7項：その他、協議会の目的達成のために必要な事業

①会員向けサービスの提供

a) 会議室の調整：交流プラザ（9：00～21：00）

県民、市民への利用促進、会員へ利用広報、

b) 会員私書箱のメールボックスの利用調整（郵便物配付含む）

c) 各団体の情報提供（COINNホームページ掲載）

d) 事務局の運営（会員入会登録管理事務、理事会、部会、総会、法務局届出、受付文書受理業務）

②COINN活動収益事業の実施

a) 八塔寺国際交流ヴィラ、八塔寺山荘の受付事務

b) 再オープン国際交流ヴィラへの協力・調整

4. 管理運営業務

（1）会議等の開催

①総会

年1回

②理事会開催（オンラインWeb会議の実施）

2カ月毎に1回

③COINN理事連絡会メール

随時

④COINN会員交流会

（2）ヴィラ委託事務（八塔寺国際交流ヴィラ、八塔寺山荘：宿泊者の世界からの受付業務）

（3）入会受付審査

（4）会員登録事務

- (5) 会員メール情報提供事務
- (6) イベント実施結果の情報授受とホームページ掲載
- (7) メールボックス設置とメールの配布（1階→6階）
- (8) 会員管理事務（会員名簿作成事務）
- (9) 会員間の情報伝達事務
- (10) 関係機関通知文等処理
 （懸案事項） 特に、岡山市からNPO法に基づく決算方式に修正してもらいたい希望が出ている。2022年度は、一部対応したがさらに改良していく。
- (11) 岡山国際交流センター管理者への協力
 - ①センター建物利用者連絡会議
 - ②消防訓練
- (12) アルバイトの採用（広報）
- (13) その他（起案・決裁）

第4号議案

事業名：一般会計			
活動予算書			
令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで			
特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会			
(単位：円)			
科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	240,000	240,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	50,000	50,000	
3. その他収益			
受取利息	100	100	
経常収益計			290,100
II 経常費用			
1. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	279,000		
法定福利費	13,000		
通勤費	154,000		
人件費計	446,000		
(2) その他経費			
会議費	40,000		
通信運搬費	200,000		
備品消耗品費	110,000		
水道光熱費	42,000		
賃借料	304,000		
減価償却費	40,000		
諸会費	23,000		
支払手数料	135,000		
研修費	30,000		
新聞図書費	36,000		
雑費	10,600		
その他経費計	970,600		
管理費計		1,416,600	
経常費用計			1,416,600
当期経常増減額			△ 1,126,500
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
経理区分振替額			1,126,500
税引前当期正味財産増減額			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			△ 456,260
次期繰越正味財産額			△ 456,260

事業名：OPIEF委託事業			
活動予算書			
令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで			
特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会 (単位：円)			
科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000	100,000	
2. その他収益			
雑収益	8,000	8,000	
経常収益計			108,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) その他経費			
備品消耗品費	73,600		
賃借料	88,128		
雑費	3,272		
その他経費計	165,000		
事業費計		165,000	
経常費用計			165,000
当期経常増減額			△ 57,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
経理区分振替額			57,000
税引前当期正味財産増減額			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

事業名：ユネスコ誘致事業			
活動予算書			
令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで			
特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会 (単位：円)			
科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取寄附金			
受取寄附金	2,600,000	2,600,000	
2. 受取助成金等			
受取民間補助金	400,000	400,000	
経常収益計			3,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
臨時雇賃金	720,000		
人件費計	720,000		
(2) その他経費			
諸謝金	50,000		
印刷製本費	60,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	408,800		
通信運搬費	14,000		
備品消耗品費	50,000		
支払手数料	275,000		
雑費	22,200		
その他経費計	930,000		
事業費計		1,650,000	
経常費用計			1,650,000
当期経常増減額			1,350,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
経理区分振替額			△ 1,350,000
税引前当期正味財産増減額			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

事業名：国際交流ヴィラ委託事業			
活動予算書			
令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで			
特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会 (単位：円)			
科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 事業収益			
委託料	324,000	324,000	
経常収益計			324,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
臨時雇賃金	223,000		
人件費計	223,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	40,000		
通信運搬費	30,000		
備品消耗品費	20,000		
雑費	11,000		
その他経費計	101,000		
事業費計		324,000	
経常費用計			324,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

事業名：橋本財団			
活動予算書			
令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで			
特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会 (単位：円)			
科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取助成金等			
受取民間助成金	3,000,000	3,000,000	
経常収益計			3,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	672,000		
臨時雇賃金	2,016,000		
人件費計	2,688,000		
(2) その他経費			
諸謝金	320,000		
印刷製本費	20,000		
会議費	52,650		
旅費交通費	150,000		
通信運搬費	72,300		
備品消耗品費	50,000		
支払手数料	300,000		
新聞図書費	20,000		
雑費	30,000		
その他経費計	1,014,950		
事業費計		3,702,950	
経常費用計			3,702,950
当期経常増減額			△ 702,950
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
経理区分振替額			702,950
税引前当期正味財産増減額			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

事業名：文部科学省			
活動予算書			
令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで			
特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会 (単位：円)			
科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 事業収益			
委託料	4,444,362	4,444,362	
経常収益計			4,444,362
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
臨時雇賃金	2,822,585		
人件費計	2,822,585		
(2) その他経費			
業務委託費	1,399,000		
諸謝金	222,278		
印刷製本費	55,000		
会議費	108,600		
旅費交通費	567,000		
通信運搬費	22,152		
備品消耗品費	38,805		
雑費	326,942		
その他経費計	2,739,777		
事業費計		5,562,362	
経常費用計			5,562,362
当期経常増減額			△ 1,118,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
経理区分振替額			1,118,000
税引前当期正味財産増減額			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

多文化共生まちづくりイベント			
収 支 予 算 書			
			(円)
	事 業 名	経 費 内 訳	
収 入 金 内 訳	NPO法人岡山県国際団体協議会	自己資金（会費、寄付金等）	1,026,635
	小 計		
	補 助 金	岡山県国際課	1,000,000
	合 計		2,026,635
「 多 文 化 共 生 ま ち づ く り 」 講 演 会 と ワ ー ク シ ョ ッ プ 結 果 発 表	①会場使用料及び賃借料	国際会議場【会場費72,000円（会場準備時間含む）＋演台900円＋音響1,800円＋映像設備5,100円＋同時通訳装置46,700円】×1回×75%（NGO減免）＝94,875円	94,875
	②謝金		
	ア）各国大使館職員	20,000円×（7か国大使館職員）	140,000
	イ）ワークショップ発表者	20,000円×（ワークショップ発表者1名）	20,000
	ウ）在留外国人参加者	在留外国人参加者データ作成5,000円×20か国	100,000
	エ）通訳代	30,000円/人×2名×1回	60,000
	オ）クレア職員	20,000円/人×1名×1回	20,000
	③旅費		
	ア）各国等派遣依頼調整旅費	【東京：依頼先5か国大使館＋内務省＋外務省＋クレア】17,570円×往復×3回（東京⇄岡山）＋【依頼先：2か国領事館：大阪】6,260円×往復×2回（新大阪⇄岡山）	130,460
	イ）派遣依頼宿泊代	10,000円/人×1名×2泊×3回（東京5か国、外務省、法務省、クレア事務所）	60,000
	ウ）講師旅費	17,570円×往復×5か国（東京⇄岡山）＋6,260円×往復×2か国（新大阪⇄岡山）＋（外務省1名＋内務省1名）×17,570円×往復（東京⇄岡山）	271,020
	エ）講師宿泊代	10,000円/人×{各国大使館職員7名＋（外務省、内務省）2名}×1泊	90,000
	オ）クレア職員旅費	17,570円×往復×2回（東京⇄岡山）	70,280
	オ）クレア職員宿泊代	10,000円/人×1名×2泊	20,000
	④印刷製本費		
	ア）チラシ図案作成費	パワーポイント20,000円	20,000
	イ）チラシ印刷代	50円/枚×100か所（公民館その他）×20枚/箇所	100,000
	ウ）報告書作成費	30ページ×2,000円/ページ 覚書案、プラットフォームづくり案	60,000
	エ）報告書印刷代	10円/枚×30ページ×200部	60,000
	3. 賃金		
	ア）講演会対応事務	1,000円/H×6H/日×8日/月×10ヵ月	480,000
	イ）会場準備事務	（3H前日＋当日7H）×10人×1,000円/H	100,000
	4. 通信運搬費		40,000
	ア）チラシ送付	200円×100か所	20,000
	イ）報告書送付	200円/1通×200か所	40,000
	5. 消耗品費	インク代	20,000
	6. 雑費		10,000
	計		2,026,635

第五号議案—1

Conference of Okayama International NGO Network(COINN)
特定非営利活動法人 岡山県国際団体協議会

役員候補名簿

2023年6月25日

任期：2023年7月1日～2025年5月31日

役員：理事長1名 副理事長1名 理事16名 監事2名

理事	岡本 俊則	交流部会-2 (NPO法人津山国際交流の会)
理事	橋本 徹決	国外支援部会 (岡山県ユネスコ連絡協議会)
理事	谷本 基	交流部会-1 (岡山インドネシア友好協会)
理事	Ömer faruk Zorlu	交流部会-1 (岡山トルコセンター)
理事	片山 哲也	交流部会-1 (インターナショナル・ボランティア・ワーク岡山)
理事	坪井喜久太	交流部会-2 (日本ボーイスカウト岡山連盟)
理事	有竹 正寿	国外支援部会 (ネグロス・キャンペーン岡山)
理事	近藤 英生	体験部会 (青年海外協力隊岡山県OV会)
理事	竹島 潤	交流部会-2 (NPO法人国際協力研究所・岡山)
理事	塚元 和良	国内支援部会 (岡山県多文化支援センター)
理事	川口 芳子	国外支援部会 (岡山ユネスコ協会)
理事	Dr. Dhruva Raj Regmi	ネパール海外在住 (元ネパール文部省部長)
理事	Mr. Buhai Simanjuntak	インドネシア在住 (CLCフォーラム代表 Forum Komunikasi PKBM Indonesia)
理事	Md. Azhar Uddin	岡山在住 (バングラデシュ代表 (岡山大学教授))
理事	Ms. Marjorie OYAMA	倉敷在住 (岡山・倉敷フィリピンサークル (OKPC) 代表)
理事	Mr. Acharya Prem Prasad	岡山在住 (ネパール協会代表)
理事	Mr. Kurniant	倉敷在住 (一般社団法人 Mosjid Indonesia Kurashiki 代表)
理事	Mr. Tran Ngoc Nam	岡山在住 (ベトナム代表 (両備バス (株) 勤務))

監事 桔梗 博充 (司法書士)

監事 玄古 真祥 (税理士)

事務局体制(案)

事務局長	橋本 徹決	(岡山県ユネスコ連絡協議会) 事務所勤務
事務局長補佐	川口 芳子	(岡山ユネスコ協会) 事務所勤務
非常勤	片山 哲也	(インターナショナル・ボランティア・ワーク岡山)
常勤 (橋本財団) スタッフ	レイス麻穂	(岡山大学非常勤講師) オンライン業務
常勤 (橋本財団) スタッフ	片山佳代子	(翻訳家) オンライン業務
臨時 (橋本財団) アルバイト	平松 心	(岡山大学・グローバル・ディスカバリー・プログラム3年生) オンライン業務
臨時 (橋本財団) アルバイト	小野愛理佐	(岡山大学・グローバル・ディスカバリー・プログラム3年生) 事務所勤務
常勤 (文部科学省) スタッフ	北村優子	(社会開発学 長野大学企業情報学部助教) オンライン業務
常勤 (文部科学省) スタッフ	新田幸子	(広島国際大学客員教授) オンライン業務
常勤 (文部科学省) スタッフ	山形真由美	(山陽学園大学准教授) オンライン業務

(注：文部科学省は助成発表後のシフト)

特別協力：アドバイザー-大安喜一 (元ユネスコダッカ事務所勤務、元岡山大学教授) オンライン業務

特別協力：パートナーシップ コーディネーター 後谷和美 (岡山大学) オンライン業務

特別協力：スタッフ (2023年7月～)

特別協力：県内在留外国人協力者4人：(各国大使館等への協力)

ベトナム：Mr. Tran Ngoc Nam インドネシア：Ms. Nolly Fetti Nurssia

フィリピン：Ms. Marjorie OYAMA ネパール：Ms. Priyanka Basnet

【連絡事務所】

住所：岡山市北区奉還町2-2-1 岡山国際交流センター6階 TEL：086-256-2535

FAX：086-256-2576 URL：<http://www.coinn.org/ja/> E-MAIL：office@coinn.org;

第五号議案一 2

第五号議案一2			2023年6月4日通常総会決議
特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会定款の変更			
条文	内容	変更後	変更理由
第3条(目的)	本法人は、国際NGO及びNPO間の連携を深め、関係機関及び県民との協力のもとに、国際理解・国際交流・国際体験・国際協力・国際支援・国際貢献活動等（以下「国際活動」という。）の推進を図り、もって国際社会に貢献することを目的とする。	第1条 本法人は、国際NGO及びNPO間の連携を深め、関係機関及び県民と <u>外国人</u> との協力のもとに、国際理解・国際交流・国際体験・国際協力・国際支援・国際貢献活動・ <u>多文化共生活動</u> 等（以下「国際活動」という。）の推進を図り、もって国際社会に貢献することを目的とする。	多文化共生社会構築のため
第4条(特定非営利活動の種類)	第4条本法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）第2条別表第9号（国際協力の活動）及び第17号（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）の活動を行う。	第4条本法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）第2条別表 <u>第三号ま</u> <u>ちづくりの推進を図る活動、第十一号</u> （国際協力の活動）及び <u>第十九号</u> （前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）の活動を行う。	①現状の特定非営利活動促進法の別表の各号条文が多くなり番号が変更になった。 ②多文化共生社会の構築を行う為、その対象を別表の <u>まちづくりの推進を図る事業</u> を当会の活動として追加する。
第5条(特定非営利活動に係る事業の種類)	本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。 (1) 会員間の連携・協働を促進する事業 (2) 各種国際活動の推進を図る事業 (3) 国際活動に関する内外の情報収集と提供事業 (4) 会員間の情報交換、情報発信等の支援事業 (5) 会員と他分野の民間団体、並びに行政機関、国際機関、企業・経済団体、教育機関等との連携を促進する事業 (6) 研修・講演会等の開催事業 (7) その他、協議会の目的達成のために必要な事業	本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。 (1) 会員間の連携・協働を促進する事業 (2) 各種国際活動の推進を図る事業 (3) <u>各種多文化共生の推進を図る事業</u> (4) 国際活動に関する内外の情報収集と提供事業 (5) 会員間の情報交換、情報発信等の支援事業 (6) 会員と他分野の民間団体、並びに行政機関、国際機関、企業・経済団体、教育機関等との連携を促進する事業 (7) 研修・講演会等の開催事業 (8) その他、協議会の目的達成のために必要な事業	(3)各種多文化共生の推進を図る事業を追加したので掲載した。
第6条(会員種別)	本法人に、次に掲げる会員を置き、正会員をもって法上の社員とする。 (1)正会員 本法人の目的に賛同して入会した国際活動を行う非営利団体 (2)賛助会員 本法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体	本法人に、次に掲げる会員を置き、正会員をもって法上の社員とする。 (1)正会員 本法人の目的に賛同して入会した国際活動、 <u>並びに多文化共生活動</u> を行う非営利団体 (2)賛助会員 本法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体	特別の活動として多文化共生活動を行う団体を入れた
第12条(役員及び職員:種別及び定数)	本法人に次の役員を置く。 (1) 理事 8人以上15人以内 (2) 監事 2人以上	在留外国人の理事への就任 (1)理事 8人以上 <u>20人</u>	理事、職員に日本人、外国人とは記載していない。在留外国人、海外提携政府、NGO関係の現地国民の理事の就任を認める。(現在検討中対象国は、ベトナム、インドネシア、ネパール、フィリピン、バングラデシュ、カンボジア、スリランカ、ラオス等)理事の増加

2022 年度末現在COINN会員

COINN(NPO 法人岡山県国際団体協議会)

2023 年 3 月 31 日現在

	団体名		団体名
1	アジア農村協力ネットワーク岡山	24	倉敷市国際交流協会
2	Medical Information Technology 21	25	倉敷日唄協会
3	岡山インドネシア友好協会	26	グローバル英語研究所(旧:英語教育ネットワーク)
4	岡山エスペラント会	27	クロントイの会
5	岡山県合気道連盟	28	NPO法人国際協力研究所・岡山
6	岡山県華僑・華人総会	29	特定非営利活動法人 国際文化友好協会 岡山支部
7	岡山県国際理解教育研究会	30	特定非営利活動法人金光教平和活動センター
8	岡山県日本中国友好協会	31	NPO法人青年海外協力隊岡山県OV会
9	岡山県ユネスコ連絡協議会	32	世界女性会議岡山連絡会
10	岡山市国際交流協議会 (OIFA)	33	津山国際交流の会
11	(特)岡山市日中友好協会	34	日中友好協会岡山支部
12	おかやま申請取次行政書士連絡会	35	日本ボーイスカウト岡山連盟
13	岡山青年国際交流会	36	NPO法人日本ミャンマー医療人育成支援協会
14	(社)岡山青年会議所	37	ネグロス・キャンペーン岡山
15	おかやま多文化クラブ	38	ノートルダム清心女子大学
16	岡山トルコ文化センター	39	早島町国際交流協会
17	日本・ロシア・ウクライナ交流支援協会	40	早島ピースの会
18	岡山日本語センター(OJC)	41	ネパールやぎの会
19	岡山ブラジル文化愛好会	42	Project 21(平和の鳥プロジェクト岡山)
20	岡山モンゴル連絡会	43	インターナショナル・ボランティア・ワーク岡山
21	岡山ユネスコ協会	44	一般社団法人 日越総合サポート支援センター
22	中国学園国際交流委員会	45	岡山県多文化支援センター
23	吉備中央町国際化推進協会	46	一般社団法人岡山に夜間中学校つくる会
		47	スペイン語圏文化研究会 (岡山)

特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人岡山県国際団体協議会という。英語名称は Conference of Okayama International NGO Network (COINN) と表記する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を岡山市奉還町二丁目2番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、国際NGO及びNPO間の連携を深め、関係機関及び県民との協力のもとに、国際理解・国際交流・国際体験・国際協力・国際支援・国際貢献活動等（以下「国際活動」という。）の推進を図り、もって国際社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）第2条別表第9号（国際協力の活動）及び第17号（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）の活動を行う。

(特定非営利活動に係る事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 会員間の連携・協働を促進する事業
- (2) 各種国際活動の推進を図る事業
- (3) 国際活動に関する内外の情報収集と提供事業
- (4) 会員間の情報交換、情報発信等の支援事業
- (5) 会員と他分野の民間団体、並びに行政機関、国際機関、企業・経済団体、教育機関等との連携を促進する事業
- (6) 研修・講演会等の開催事業
- (7) その他、協議会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人に、次に掲げる会員を置き、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

本法人の目的に賛同して入会した国際活動を行う非営利団体

(2) 賛助会員

本法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項のほか、理事会の議決によりその他の会員の種別および入会金、会費を定めることができる。

(入会)

第7条 本法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の議決を得なければならない。

- 2 理事会は、前項の入会申込者が第3条に定める本法人の目的に賛同し、第5条に定める事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、理事会が第1項の入会申込者の入会を認めない場合は、速やかに、その理由を付した書面をもってその者にその旨を通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

(退会)

第9条 会員で本法人を退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 正当な理由なく、会費を2年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもその支払いに応じず、理事会において今後も支払いの意思のないものと判断して退会と決議したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会員である団体が解散したとき、又は会員である個人が死亡したとき

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会において、出席理事の3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。

- (1) この定款、若しくは総会又は理事会の定める規則に違反したとき
- (2) 本法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) 本法人の名誉若しくは秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上15人以内
- (2) 監事 2人以上

(役員の選任)

第13条 正会員である団体を別に定める部会に分け、部会ごとに当該各団体の代表者又は代表者から委任を受けた者の中から次の役職者を互選し、総会の承認を経てこれらの者を本法人の理事とする。

- (1) 部会長 1人以上
 - (2) 副部会長 同上
 - (3) 幹事 同上
- 2 監事は、総会において、正会員である団体の代表者又は代表者から委任を受けた者の中

から互選する。

- 3 監事は、理事又は本法人の職員と兼任することはできない。
- 4 理事の中から互選によって次の役職者を選任する。
 - (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 2人以内
- 5 前項に掲げるもののほか、理事の中から互選によって次の役職者を選任することができる。
 - (1) 専務理事 1人
 - (2) 常務理事 1人
- 6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、会務を掌理する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、会務を掌理する。
- 5 理事は、理事会の構成員として、法令、定款、並びに総会及び理事会の議決に基づき、業務の執行を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の業務を行うものとし、その執行にあたっては必要なときは、いつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 第1号、第2号の点について、理事に個別に意見を述べ、理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に理事会で弁明の機会を与えた上で、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他、役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第19条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 本法人に、役員とは別に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の構成)

第21条 総会は、本法人の最高の意思決定機関であつて、正会員をもって構成する。

- 2 正会員としての出席及び議決権行使は、その会員団体の代表者若しくはその代表者から委任を受けたその団体の構成員により行使する。

(総会の種別)

第22条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 役員の選任又は解任、職務
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4号の規定により監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、理事長が務める。但し、第24条第2項第3号の請求があった場合において臨時総会を開催したときは、出席した正会員の中から議長を選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会においては、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会における書面表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決権を行使する正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第45条の規定については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印し、これを本法人の事務所において永年保存しなければならない。

第6章 理事会

(理事の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会員の入会金及び年会費の額に関する事項
- (4) 会員の入会に関する事項
- (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第15条第5号の規定により、招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、理事長に支障があるときは、副理事長又は理事長の指名する理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、開会することはできない。

(理事会の議決)

第37条 理事会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 3 前項の場合により表決権を行使する理事は、前2条の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決については、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第39条 議長は、理事会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印し、これを保存しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品及び助成金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 本法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第42条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(収支予算及び決算)

第43条 本法人の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経て定める。但し、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

- 2 収支決算は、事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書の写しを添えて総会において承認を得なければならない。
- 3 会計の決算上、余剰金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。
- 4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業年度)

第44条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、総会において、正会員の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の議決を得、かつ法第25条第3項の規定による「軽微な事項に係る定款の変更」を除き、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 前項の「軽微な事項に係る定款の変更」を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届けなければならない。

(解散)

第46条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 本法人の解散のときに有する残存財産は、総会において出席した正会員の過半数をもつ

て決した他の特定非営利活動法人又は民法第34条の規定により設立された公益法人に帰属するものとする。但し、選任する法人は、総会が本法人の目的に類似すると認めるものの中から選ぶものとする。

(合併)

第48条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本法人の公告は、本法人の主たる事務所に掲示するほか、官報においてこれを行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第50条 本法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、必要により事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 理事は職員を兼務することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(備え付け書類等)

第51条 本法人は、主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

- 2 本法人は、毎事業年度初めの3ヶ月以内に、前事業年度に関する以下に掲げる書類を作成し、これらをその翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。
 - (1) 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書
 - (2) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載）
 - (3) 役員名簿に記載された者のうち、前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
 - (4) 正会員のうち10人以上の者の氏名（その名称及び代表者氏名）及びその住所

(閲覧)

第52条 会員、その他の利害関係者から前条に掲げる書類、定款、認証、若しくは登記に関する書類の写しの閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

第11章 雑則

(委員会)

第53条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決のもとで委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は事業を遂行する。

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. 本法人の設立当初の役員並びに役職は、第 13 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立日から 2005 年 6 月 30 日とする。

理 事 長	三宅正勝	(岡山ユネスコ協会)
副理事長	津島孝宏	(アジアの教育支援の会)
副理事長	日名多津子	(加茂川町国際化推進組織)
専務理事	橋本徹決	(岡山ユネスコ協会)
理 事	武智秀夫	(岡山日独協会)
理 事	時實達枝	(世界女性会議岡山連絡会)
理 事	浅田伸彦	(こくさいこどもフォーラム岡山)
理 事	岡本俊則	(津山国際交流の会)
理 事	青木真須美	(アムネスティ倉敷)
理 事	大西秀明	(カンボジアの村を支援する会)
理 事	早津聰子	((社) 大学婦人協会岡山支部)
理 事	浦上典江	(岡山日本語センター)
理 事	房宏平	(岡山国際文化交流会)
理 事	吉岡 誠	(岡山青年国際交流会)
理 事	谷 智仁	(青年海外協力隊岡山県 O V 会)
理 事	橋本信子	(おかやま女性国際交流会)

監 事 田中一宏 (公認会計士)

監 事 富阪幸子 (司法書士)

3. 本法人の設立初年度の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、成立日から 2005 年 3 月 31 日までとする。
4. 本法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 正会員

入会金 5,000 円

(但し、旧会則で加入済み団体は除く)

年会費 5,000 円

(2) 賛助会員

個人年会費一口 5,000 円一口以上

団体年会費一口 10,000 円一口以上

附則

この定款は、平成 25 年 6 月 26 日から施行する。

2023年度 オンライン会議&書面表決 総会資料目次

第一：2022年度事業実績資料

ページ

別紙—1	「世界から選ばれる都市“岡山”を目指して」	P 1
別紙—2—1	2021 年度 COINN 研究実施計画書（橋本財団）	P 10
別紙—2—2	2021 年度調査スケジュール（橋本財団）	P 12
別紙—2—3	2021 年度助成金_研究完了報告書【研究助成】（完成版）	P 14
別紙—2—4	2021 年度実績 Web マガジン opinions 掲載用原稿	P 15
別紙—3—1	2022 年度 COINN 研究実施計画書（橋本財団）	P 16
別紙—3—2	2022 年度調査スケジュール（橋本財団）	P 18
別紙—3—3	2022 年度助成金_研究完了報告書【研究助成】（完成版）	P 21
別紙—3—4	2022 年度実績 Web マガジン opinions 掲載用原稿	P 22
別紙—4	ユネスコ国際機関（カテゴリーⅡ）岡山エリア誘致説明資料	P 25
別紙—5	文部科学省国際統括官 協力依頼（岡村直子）	P 27
別紙—6	文部科学省打ち合わせ結果	P 30
別紙—7	COINN 基本構想（国際活動団体再結集）について（案）	P 31
別紙—8	令和 4(2022)年度「海外展開を行う草の根のユネスコ活動（再委託）」に係る 公募の審査結果について（通知）	P 35
別紙—9	新・異文化理解事業フォローアップ事業	P 36
別紙—10	岡山在留外国人と岡山県民との相互理解・交流促進事業	P 38
別紙—11	ミニ SDGs 国際活動 in Okayama 2024 への準備	P 39
別紙—12	国際活動団体・ネットワーク・フォーラム	P 40
別紙—13	「岡山在留外国人と共生社会」COINN 企画書	P 41
別紙—14	交流プラザ利用実績	P 47

第二：2023年度事業計画資料

別紙—1	2023 年度 COINN 研究実施計画書（橋本財団）	P 48
別紙—2	2023 年度調査スケジュール（橋本財団）	P 49
別紙—3	ユネスコ国際機関（カテゴリーⅡ）岡山エリア誘致説明資料 2022 年度別紙—4 と同じ	—
別紙—4	COINN 基本構想（国際活動団体再結集）について（案） 2022 年度別紙—7 と同じ	—

別紙― 5	令和 5（2023）年度 ユネスコ未来共創プラットフォーム事業「海外展開を行う草の根のユネスコ活動（再委託）」企画書（文部科学省助成申請）再々申請	P 5 1
別紙― 6	新・異文化理解事業フォローアップ事業 2022 年度別紙― 9 と同じ	――
別紙― 7	岡山在留外国人と岡山県民との相互理解・交流促進事業 2022 年度別紙―10 と同じ	――
別紙― 8	「ミニSDGs 国際活動 in O k a y a m a , 2024 への準備」 2022 年度別紙―11 と同じ	――
別紙― 9	多文化共生まちづくりイベントの実施	P 7 0
別紙― 1 0	「岡山在留外国人と共生社会」COINN 企画書 2022 年度別紙―13 と同じ	――
別冊資料		
別冊― 1	「世界から選ばれる都市”岡山”を目指して」	P 7 1
別冊― 2	COINN ユネスコNGO認定申請（文部科学省）⇒2023 年度に文部科学省と調整手直し、ユネスコ・バンコック事務所を通じて提出予定	P 7 5
別冊― 3	ユネスコNGO認定申請結果	P 8 2